

# ラオス民事法支援の現在

国際協力部教官 樋口 瑠 惟  
JICA長期派遣専門家 阿讃坊 明 孝  
JICA長期派遣専門家 石 崎 明 人

## 第1 はじめに

1 ラオスにおいては、現在、JICAにより法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）（以下「現行プロジェクト」という。）が実施されている。現行プロジェクトは、これまでのプロジェクトの成果を土台として、前プロジェクトに引き続き関係4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学法政治学部）をラオス側の実施機関とし、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進されることを最終的な目標として、令和5年7月から開始された。

そして、現行プロジェクトにおいては、上記のような能力を身につけた法律実務家を育成する基盤の形成のために、①基本法令の理解を促進する論点集の作成、②基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施及び③法律実務家が実務で参照できる判決書集や意見書サンプル集の作成といった活動により、基本法令を十分に理解し、他者に指導できる中核人材の育成という成果を挙げることを予定している（別紙1を参照されたい）。

2 本稿は、現行プロジェクトのうち、令和6年度以降現在に至るまでに実施された、民事法系の支援に関連する活動を取り上げ、その進捗状況を報告するものである。もちろん、長期派遣専門家は、ラオス現地において日常的に支援活動を実施しているが、本稿では特に、日本からの参加者を招いて実施した現地セミナー2件（令和6年9月及び令和7年8月に実施したもの）及び日本において実施した本邦研修2件（令和7年3月及び同年5月に実施したもの）に焦点を当てる。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、すべて当職らの私見である。

## 第2 現行プロジェクトにおける民事法支援の概要

### 1 全体像

現行プロジェクトにおける民事法系の活動においては、上記第1の1記載の①ないし③の活動のうち、特に①基本法令の理解を促進する論点集の作成という点に関連して、民法典の論点集の作成を目指す、民法典ワーキンググループが設置されている。

また、上記活動のうち、特に②基本法令の理解に基づく実践を促進するための効果的な研修等の実施という点に関連して、過去のプロジェクト活動の成果物を用いた、若手実務家や学生向けの指導書の作成を目指す、教育・研修改善（民事）ワーキンググループが設置されている（以下、通称として単に「教育民事ワーキンググループ」

と記載する。)

各ワーキンググループ活動は、令和5年の年末頃から本格的に始動し、令和8年1月現在、活動開始から2年強を迎えている。

## 2 民法典ワーキンググループ

### (1) 活動内容

民法典ワーキンググループの活動は、主に、長期派遣専門家阿讃坊明孝が担当している。当ワーキンググループの成果物として想定されているものは、上記のとおり、民法典の論点集であり、これは、事例を元に、適切な法適用過程を示す参考起案集のようなものになる予定である。

具体的には、事前に日本側とラオス側の代表者で協議して、民法典上の条文解釈上の論点を含んだ短い事例問題を設定し、同事例問題について、ワーキンググループのメンバーに、請求権、要件及び効果、争点の選定、法解釈（又は法適用時の法説明）、規範定立・あてはめ・三段論法、証拠の評価などを記載して、請求が認められるかどうかの結論を導く論述を、エクセルシートを使って執筆してもらうこととしている（事例問題のイメージ例は別紙2、論述のイメージ例は別紙3を参照されたい）。

### (2) 活動の背景及び詳細

ラオスにおいては、JICAの旧プロジェクトの支援により平成30年に民法典が成立し、令和2年に施行されているが、その法適用過程についてはまだ改善の余地があると考えられる。そのため、適切な法適用方法を法律実務家に示すため、上記成果物の作成を実施しているものである。

ワーキンググループの活動時においては、法適用の流れを簡易に図式化し、請求権発生の有無という民事訴訟の主題を導くための考え方の流れを意識し続けている。請求権、要件、争点などを特定していくというこの検討の方向性は、旧プロジェクト及び現行プロジェクトの支援もあり令和6年（2024年）改正の民事訴訟法<sup>1 2</sup>にも導入された（訴状や判決などの記載事項として明示された）<sup>3</sup>が、これは

<sup>1</sup> 独立行政法人国際協力機構「ラオスの民事訴訟法改正からみる、法の支配の推進について」（令和7年9月5日）  
（[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/information/2025/1573294\\_66630.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/information/2025/1573294_66630.html)、令和8年1月19日最終閲覧）

<sup>2</sup> 2024年民事訴訟法（67号／国民議会）

<sup>3</sup> 以下の条文は本文の説明の一例である。

第172条（改正） 訴状（旧166条）

2項 訴状には、以下の内容を含まなければならない：

1. 訴状を提出した当事者の氏名；
2. 原告と被告の氏名、姓、住所、連絡先。当事者が法人の場合は、法人の事務所の所在地、代表者の氏名、姓、住所も記載すること；
3. 請求権およびその請求権の根拠となる法律の条文；
4. 請求権が発生する条件およびそれを裏付ける具体的な事実；
5. 訴訟を提起する理由となった事象、およびそれを証明する証拠；
6. 訴訟費用の見積もり；
7. 原告の請求内容；
8. それ以外の事件に関連する文書を訴状に添付すること。

訴状には、本人または代理人の署名または印章を押印しなければならない。

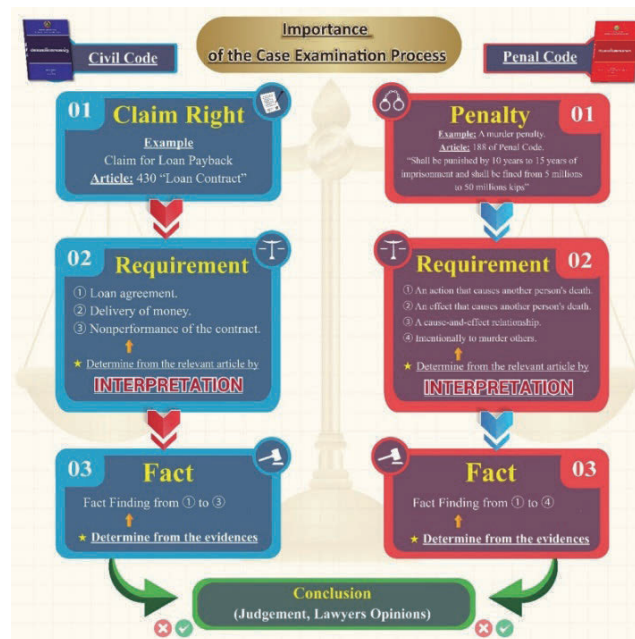
第262条（改正） 第一審裁判の判決（旧249条）

4項 事件内容の部（パークヌーアアカデー）には、原告の訴えおよび被告の答弁、さらに反訴や第三者の請求を含み、請求権、請求権が発生する条件、法律関係、法令違反の事実および裁判所が審理すべき点をすべて含

ラオスにおいては新しい考え方であり、法律実務家内においてもその内容の把握や認識の定着には時間を要すると思われる。そのため、個々のメンバーが自ら請求権やそれを導くための要件を特定し、法解釈ができるようにするため、具体的な事例問題の検討を通じて、法技術の研鑽とそれに基づく執筆方法について、ワーキンググループにて検討を続けているものである。

なお、事例問題の検討や回答の執筆時にエクセルシートを用いた意図は、ラオスにおいて不慣れな思考方法であることから、請求権や要件が抜けたりして論理が飛躍するため、個々の検討事項ごとに、順を追って確実に論じられるようにするためである。

このような思考方法による法律文書の作成は、裁判所の判決書のみならず、すべての法律実務家の書面作成や議論、法律関係の先生の説明方法に通ずるものである。



【法適用の流れに関する略図（英語版）】

### (3) 検討中の事例

令和8年1月現在、事例問題は、設問1（代理と詐欺が問題になる売買契約の事案）、設問2（錯誤が問題になる売買契約の事案）、設問3（解除が問題になる賃貸借契約の事案）の合計3題の検討が概ね完了したところである。

## 3 教育民事ワーキンググループ

教育民事ワーキンググループの活動は、主に、令和6年度途中まで前長期派遣専門

む。  
5項 判断の部（パークウィニッサイ）には、事実認定の詳細、争点およびその他の検討事項が完全に記載され、各事項についての争点（パデン）の最終的な解決が証拠に基づき詳細に示され、関連法令条文を引用する。

家澤井裕が担当し、同年度途中から長期派遣専門家石崎明人が担当している。当ワーキンググループでは、過去のプロジェクトの既存の成果物（例えば、事実認定問題集、模擬事件記録教材、判決書マニュアルなど）を有機的に関連させ、民事訴訟における争点特定の技法（請求、請求権、主要事実、認否、争点の特定に関する分析的な思考方法であり、事案分析の枠組みとなるもの）を身につけるための指導書を成果物として作成することを目的としている。また、その過程において、中核人材となるワーキンググループのメンバーの理解の向上を図ることも目的としている。

現行プロジェクト開始以来、令和7年夏頃までの間、特に、前プロジェクトの成果物である「事実認定問題集（民事）」（争点特定のための分析的な思考方法を簡単な事例で示したもの）<sup>4</sup>の各設問（4問）をわかりやすく説明するためのレジюмеを、ワーキンググループメンバーが主体となって作成し、同メンバーによる模擬講義を実践するなどの活動を実施してきた（このレジюме例（一部を抜粋したもの）は別紙4を参照されたい）。

### 第3 本邦研修及び現地セミナーの実施

#### 1 現地セミナー（令和6年9月実施）

##### (1) 概要

令和6年9月5日（木）及び6日（金）、首都ヴィエンチャンのクラウンプラザホテル会議室において、現地セミナーが実施された。

本セミナーは、民法典ワーキンググループ及び教育民事ワーキンググループの合同で実施されたものであり、日本から国際協力部教官樋口瑠惟が講師として出席したほか、志賀剛一弁護士（志賀・飯田法律事務所、ラオス法制度整備支援国内支援委員会委員）を講師として迎えて実施された。ラオス側参加者は、上記プロジェクトのカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の所属者等の上記各ワーキンググループのメンバー（これに加えて、ラオス弁護士会からも各グループ1名のワーキンググループメンバーがいる。）であり、約35名程度であった。

本セミナーは、各ワーキンググループ活動を進める上で不可欠な知識である、民法典上の権利の性質や請求権等の基本的な法概念について、令和6年2月に現行プロジェクトにおいて実施された現地セミナー<sup>5</sup>を踏まえて、更なるフォローアップをすることを目的とするものである。初日及び2日目ともに、志賀弁護士と樋口において、講義や事例研究を実施し、セミナー参加者との意見交換を行った。

<sup>4</sup> 「事実認定ハンドブック（民事）」と呼称されることも多い。

<sup>5</sup> 令和6年2月に開催された現地セミナーにつき、坂本達也「ラオス：現行プロジェクトに関する現地セミナー及び民事訴訟法改正セミナーの実施」ICD NEWS第99号（2024年7月号）169頁以下を参照されたい。

(2) スケジュール

ア 令和6年9月5日(木)

9:00	－	9:15	オープニングリマークス
9:15	－	9:20	イントロダクション【現地専門家】
9:20	－	11:15	民法上の権利の性質_物権と債権を中心に 【樋口】
11:15	－	11:45	質疑応答と議論
11:45	－	12:00	コメント【志賀弁護士】
13:30	－	14:00	所有権に基づく自動車引渡請求について 【志賀弁護士】
14:00	－	16:00	質疑応答と議論
16:00	－	16:45	コメント【志賀弁護士、樋口、現地専門家】
16:45	－	17:00	ラップアップ・コメント

イ 令和6年9月6日(金)

9:00	－	9:10	オープニングリマークス
9:10	－	10:10	昨日の振り返り【志賀弁護士、樋口】
10:10	－	10:40	民事事件の整理の手法 (ブロック・ダイアグラム)【樋口】
10:55	－	11:30	質疑応答と議論
11:30	－	12:00	演習
13:30	－	14:45	質疑応答と議論、コメント 【志賀弁護士、樋口、現地専門家】

(3) セミナー結果

ア セミナーの概況

初日である9月5日は、まず、午前中に、樋口から、請求権とその発生要件を意識した事案の整理が必要になる理由(争点の明確化、紛争処理の合理化など)等の総論を説明した上で、請求権とその発生要件を考える前提となる民法典上の基本的な権利の性質について、物権法の分野から所有権を、債権法の分野から契約に基づく権利をそれぞれ取り上げて、簡易な事例を示しつつ、講義を行った。次に、午後に、志賀弁護士の司会の下、具体的な事例(所有権に基づく自動車返還請求及び不法行為(所有権侵害)に基づく賃料相当損害金支払請求が問題になる事例)に基づいて、セミナー参加者との間で、請求権及びその発生要件がどのようなものになるか等について、意見交換を行った。午前の講義における質疑応答と午後の意見交換のいずれにおいても、セミナー参加者からは活発な発言があった。

2日目である9月6日は、まず、午前中に、志賀弁護士の司会の下、昨日のセミナーの振り返りと議論の積み残し部分について、意見交換を行った。その後、

樋口において、より複雑な事案に接した場合でも、スムーズに請求権の発生要件に該当する事実の整理を行う手法として、ブロック・ダイアグラムという表記形式を紹介する講義を行い、さらに、昨日取り扱った事例よりも少し複雑な事例（所有権に基づく動産引渡請求権と売買契約に基づく目的物引渡請求権を選択的に主張でき、かつ、所有権移転合意の錯誤無効も問題となる事例）を用いて、ブロック・ダイアグラムのような表記形式も試してもらいつつ、請求権とその発生要件及びそれに該当する事実を確認し、相手方の認否を踏まえて争点を特定するという演習を、セミナー参加者各自において作業してもらった。そして、午後は、その演習結果に基づき、セミナー参加者と意見交換を行った。この日も、午前、午後のいずれにおいても、セミナー参加者からは活発な発言があった。

#### イ 所感

上記のとおり、いずれの講義及び意見交換においても、各ワーキンググループのメンバーから、多数の活発な発言があった。例えば、売買契約に基づく代金支払請求権の発生要件として、相手方が代金支払債務を履行していないという事実が必要かという点について議論になった際（なお、ラオスでは、主張立証責任の概念が未発達のため、主張立証責任の分配の観点から請求権の発生要件（請求原因）を特定するという発想に乏しく、このような議論が生じやすいようにうかがわれる。）には、多くの参加者から発言があり、その発言の内容も、単に自分の取る結論を言い放つだけでなく、その結論の根拠を、民法典の条文を指摘しつつ論理的に説明しようとする姿勢がよく見られ、このことから、現行プロジェクトのワーキンググループ活動を通じた中核人材の成長が進みつつあると感じることができた。一方で、一部の参加者らには全く発言がない（できない）者もあり、ワーキンググループメンバー全体の平均的な能力水準の底上げという観点からは、なお課題が残るように感じた。



【令和6年9月現地セミナーの様子】

## 2 第2回本邦研修（令和7年3月実施）

### (1) 概要

令和7年3月3日（月）から同月13日（木）までの11日間、JICA東京等において、現行プロジェクトにおける第2回本邦研修が実施された。この本邦研修は、民法典ワーキンググループを対象にするものである。

民法典ワーキンググループでは、上記の論点集作成活動に取り組んでいたものがあるが、ワーキンググループメンバーには、同論点集作成の前提となる民法典及びその法解釈方法についての十分な理解がなお不足している側面があると認められた。そこで、同論点集作成に向けた第一歩として、同ワーキンググループメンバーに対し、日本側講師から知見を共有することで改めて民法典の各分野全般についての理解を深化させるとともに、執筆を開始した同論点集の原稿について日本側講師と集中的に議論し意見交換を行うため、この本邦研修を実施することとした。

### (2) 日程及び参加者

別紙5（日程表）及び別紙6（参加者名簿）を参照されたい。

### (3) 研修総括

#### ア 研修のカリキュラムについて

上記論点集の原稿については、事前に、松尾弘教授（慶應義塾大学教授、ラオス法制度整備支援国内支援委員会委員）、長期派遣専門家阿讃坊明孝及び国際協力部教官樋口で相談して、3問の設例（内容については、前記第2の2記載のとおり）を作成し、民法典ワーキンググループのメンバーを3つの小グループに分けて、小グループごとに1問ずつ検討して原稿を執筆してもらった。

そして、本研修中には、松尾教授、志賀弁護士及び大川謙蔵准教授（摂南大学准教授、ラオス法制度整備支援国内支援委員会委員）に講師をお務めいただき、民法典ワーキンググループのメンバーと集中的な議論をして、各原稿の記載内容の添削や趣旨の確認、背景にある法的な考え方の検討等を実施していただいた。その際には、危険負担、錯誤、代理などの、これまでのラオスでは十分に議論が行われて来なかった法的概念について、基礎に立ち返った理論的な御説明もいただいた。

また、本研修では、日本における初学者向けの法学教育や民法教育において、どのような指導をされているかを説明し、法学（民法解釈学）の基本やその重要性の理解につなげるため、東京大学法科大学院を訪問し、同大学院教授から、日本における初学者向けの法学教育一般及び民法教育の在り方についての講義をしていただいた。

さらに、日本の現役の民事裁判官から、日本の民事裁判において用いられる、要件事実の考え方をを用いた紛争解決の手法や、裁判官による民法解釈の手法及びその重要性について説明をいただくべく、東京地方裁判所を訪問し、施設見学（法廷、弁論準備手続室の見学を含む。）を行った後、民事部の裁判官から上記

内容の講義をしていただいた。

加えて、より大局的な見地から法学、法解釈、民法典等の諸概念の理解を深化させるために、内田貴東京大学名誉教授から、「日本における「法学」の誕生と「法学」の意義」と題する講演をしていただいた。

## イ 所感

研修参加者は、論点集の原稿検討においては、講師の指摘を真摯に踏まえてリアルタイムで原稿を修正させていったほか、その他の講義等についても、各講師の話に真剣に耳を傾け、必要に応じてメモを取り、積極的に質問をするなどしていた。また、最終日には、小グループごと、研修参加者の代表から、今後の論点集作成に向けたミニ発表を実施してもらったところ、その内容は、今回の研修で得られた知見をよく反映したものであった。

今回の研修によって、事例に適切に民法典を適用するためには、まずは、民法典上の特定の請求権の発生要件や反論（抗弁）の要件を明らかにする必要があること、それらの法律要件は、事案ごとに個別に与えられるものではなく、民法典の解釈によって一般性を持った形で導かれるべきものであること等について、研修参加者は一定の理解を得たのではないかと思われる。

具体的には、ラオスにおいては法律実務家が法解釈を行うということ自体が未だ一般的とはいえない状況の中で、日本においては裁判官、法科大学院の教授、内田貴名誉教授と、各方面の法律家が法解釈の重要性を語ることで、法律実務における法解釈の重要性と普遍性を肌で感じる事ができた。そのような意味で、法解釈を正面から取り組んでいるワーキンググループメンバーにとって非常に重要な機会であった。

今後は、論点集の執筆において上記の法律要件に該当する事実を事例の中から具体的に導く作業を通じ、争点を効率的に特定して合理的な審理を実現するという、要件事実の考え方をを用いた紛争解決の手法の効用をも体得していくことが期待される（なお、そのためには、ラオスにおける主張立証責任の概念理解の深化とその観点からの法律要件の分配ないし整理の必要性という問題を正面から取り上げるべきときが、いずれ来るように思われる。）。

本研修において、3つの設問の原稿について講師陣との集中的な議論及び意見交換を実施したことにより、民法典ワーキンググループのメンバーの民法典についての理解が深化し、今後の原稿作成は、よりスムーズに進行することが予測される。論点集の原稿について集中的な議論及び意見交換を実施し、研修参加者に的確な知見をインプットして民法典についての理解を深化させ、今後の原稿作成のスムーズな進行を可能にした本研修は、現行プロジェクトの最終目標の達成に向けた嚆矢となったことを期待したい。



【第2回本邦研修の様子】

### 3 第3回本邦研修（令和7年5月実施）

#### (1) 概要

令和7年5月21日（水）から同月31日（土）までの11日間、法務省赤れんが棟等において、現行プロジェクトにおける第3回本邦研修が実施された。この本邦研修は、教育民事ワーキンググループを対象にするものである。

教育民事ワーキンググループでは、「事実認定問題集（民事）」に基づく上記の指導書作成活動に取り組んでいたものであるが、その活動の中で、誰にとっても使用しやすい指導書を作成できているか、作成した指導書を今後どのように活用するか等のいくつかの検討すべき課題が生じたほか、特に後者の課題に関連して、日本の大学又は実務家養成機関における法学、民事法及び民事実務教育の手法を学び、指導書等の活用計画策定に役立てたいとの要望があった。加えて、民事訴訟における争点特定の技法を身につけることによる最終的な目標は、整理された判決書を作成できるようになるということにもあるところ、日本における民事判決書の在り方について学びたいという要望もあった。

そこで、①日本側講師等を聴講者に見立てた模擬講義を実施し、その結果について日本側講師等と意見交換をする、②今後の指導書の活用方法等について日本側講師と集中的に議論し意見交換を行う、③裁判所や大学、実務家養成機関を訪問するなどの活動を実施し、日本における法学、民事法及び民事実務教育の手法や日本における民事判決書の在り方について、今後のプロジェクト活動のために有益な知見を提供するため、この本邦研修を実施することとした。

なお、本研修は、国際協力部が独自にラオス国立司法研修所から研究員を招へいして実施した共同研究と、多くのプログラムを共催したものであるが、本稿では同共同研究については取り上げない。<sup>6</sup>

<sup>6</sup> ラオス国立司法研修所との共同研究については、山下拓郎「ラオス第3回本邦研修・N I J共同研究」ICD NEWS第103号（2025年11月号）67頁以下を参照されたい。なお、同記事もまた第3回本邦研修についても取り上げるものであるが、本稿は、活動状況の一覧性を持たせる観点から、上記記事との重複を厭わず執筆した。

(2) 日程及び参加者

別紙7（日程表）及び別紙8（参加者名簿）を参照されたい。

(3) 研修総括

ア 研修カリキュラムについて

上記(1)記載の①の活動に関し、事前に、前長期派遣専門家澤井裕及び長期派遣専門家石崎明人の指導の下で教育民事ワーキンググループのメンバーを5つの小グループに分けて、「事実認定問題集（民事）」の各設問（4題）と全体のイントロダクションパートのレジюме（パワーポイントを用いたプレゼンテーション資料と講師用の手元メモを併せてティーチングマニュアルと呼称している。）を暫定的に完成させていただいていた。そして、本研修中には、松尾教授、大川准教授、志賀弁護士及び澤井前長期派遣専門家に講師をお務めいただき、教育民事ワーキンググループのメンバーによる、レジюмеを用いた模擬講義を聴いていただき、レジюмеそのものの内容の巧拙やその背景にあるラオス民法の解釈論の問題点から始まり、学生や聴衆に分かりやすい講義方法や指導手法の考え方に至るまで、集中的に多数のコメントないし指導をしていただいた。日本側のフィードバックをラオスに持ち帰り反映させることで、この「事実認定問題集（民事）」のティーチングマニュアル作成は一応の区切りを迎えた。

上記(1)記載の②の活動に関し、教育民事ワーキンググループのメンバーから、最高人民裁判所研修所、最高人民検察院研修所、司法省国立司法研修所、ラオス国立大学及びラオス弁護士会において、それぞれの教育又は研修カリキュラムの現状と、「事実認定問題集（民事）」の活用可能性等について発表し、松尾教授、大川准教授及び志賀弁護士から、アドバイスをいただいた。

上記(1)記載の③の活動に関し、日本の現役の民事裁判官から、「事実認定問題集（民事）」に表れているような民事訴訟における争点特定の技法が、日本の民事判決書においてどのように反映されているかについて説明いただくべく、東京地方裁判所を訪問し、施設見学（法廷、弁論準備手続室の見学）を行った後、民事部の裁判官から上記内容の講義をしていただいた。

また、日本における大学及び大学院の民事法教育において、どのような指導がされているかを説明し、ラオスにおける民事法教育の指導法の参考にさせていただくため、慶應義塾大学法科大学院を訪問し、松尾教授から、日本における大学法学部及び法科大学院の民事法教育の実際についての講義をしていただいた。

さらに、日本における実務家養成課程の民事法教育において、どのような指導がされているかを説明し、ラオスにおける民事法教育の指導法の参考にさせていただくため、埼玉県和光市所在の司法研修所（第二部）を訪問し、施設見学を行った後、司法研修所の民事裁判教官及び民事弁護教官から、日本における司法研修所の民事実務教育の実際についての講義をしていただいた。

加えて、より大局的な見地から、ラオスにおけるあるべき法学教育について思

索と検討を深化させるために、大村敦志東京大学名誉教授から、「法学教育の在り方」と題する講演をしていただいた。

#### イ 所感

今回の研修において、講師の先生方から、模擬講義や今後の指導書の活用法に対するアドバイス等をいただいたことにより、研修参加者は、個々の教育機関ないし研修機関の特性に応じて指導方法を工夫する必要性について、一定の理解を得たのではないかとと思われる。例えば、講師の先生方からは、実務家向け研修を実施する裁判所研修所や検察院研修所と異なり、大学法政治学部では、「事実認定問題集（民事）」に記載されたラオス民法典の解釈の結論に縛られることなくより自由な議論が可能ではないかといった指摘があったほか、個々の教育機関ないし研修機関において繰り返し「事実認定問題集（民事）」に接する機会があると思われるところ、各機関における指導内容に重複がないことが望ましいという指摘もあった。いずれも、基本法令の理解に基づく実践を促進するための「効果的な」研修が実施されるようになることを成果として目指す、現行プロジェクトの活動に対して、非常に有益な示唆を与えるものであったと考える。また、本研修は、「事実認定問題集（民事）」の指導書に基づく指導方法の巧拙の問題だけではなく、「事実認定問題集（民事）」の内容そのものの問題（ラオス民法典の解釈）にも目を向ける良い機会になったように思われる。

「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書について、活動の節目となるような集中的な議論及び意見交換を実施し、より効果的な研修実施がなされるよう研修参加者に的確な知見をインプットした本研修が、現行プロジェクトの最終目標である、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身につけた法律実務家を育成するための基盤作りに貢献したことを期待したい。



【第3回本邦研修の様子】

#### 4 現地セミナー（令和7年8月実施）

##### (1) 概要

令和7年8月18日（月）から同月19日（火）までの2日間、首都ヴィエン

チャンのアマリホテルにおいて、日本からの国内支援委員である松尾弘教授を講師として、「民法の解釈と適用」「民法上の権利と請求権」に関するセミナーを実施した。本セミナーは、民法典ワーキンググループを対象にするものである。

ラオス側参加者は、上記プロジェクトのカウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学の所属者等の上記各ワーキンググループのメンバー（これに加えて、ラオス弁護士会からもグループ1名のワーキンググループメンバーがいる。）であり、約20名程度が参加した。加えて、全カウンターパートのJCCであるブンクワン最高人民裁判所副長官、ケッサナ司法省副大臣、ウンラーラオス国立大学副学長、カンペット最高人民検察院副長官も参加した。

## (2) スケジュール

### ア 令和7年8月18日（月）

9：00	－	9：15	オープニングリマークス【ブンクワン副長官】
9：15	－	10：15	講演（法解釈・三段論法の基礎） 【現地専門家阿讃坊】
10：15	－	11：45	「民法の解釈と適用」【松尾教授】
11：45	－	12：10	質疑応答と議論【松尾教授、現地専門家】
13：30	－	16：00	「民法の解釈と適用」（継続）【松尾教授】
16：00	－	16：25	質疑応答と議論【松尾教授、現地専門家】
16：25	－	16：40	ラップアップ・コメント【ケッサナ副大臣】

### イ 令和7年8月19日（火）

8：30	－	11：00	「民法の解釈と適用」（継続）【松尾教授】
11：00	－	12：20	「民法上の権利と請求権」【松尾教授】
13：40	－	15：00	「民法上の権利と請求権」（継続）【松尾教授】
15：00	－	15：25	質疑応答と議論【松尾教授、現地専門家】
15：25	－	15：45	ラップアップ・コメント【カンペット副長官】

## (3) セミナー結果

### ア セミナーの概況

本セミナーは、冒頭の講演として、長期派遣専門家阿讃坊明孝から「法解釈及び三段論法の基礎」について説明を実施した。これは、2日間のセミナーのテーマについて参加者とともに重要性を再確認するとともに、セミナーの内容の大前提となる事項について、基礎的理解についてワーキンググループメンバーが思い出し、議論についていけるように設定されたものである。法解釈の基本的事項について、テキストを元に講演が実施された。<sup>7</sup>

<sup>7</sup> 阿讃坊明孝『法学の基礎－法解釈技術－』（令和7年3月1日）  
（[https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/\\_icsFiles/afieldfile/2025/03/24/asanbo-jp-hougaku.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afieldfile/2025/03/24/asanbo-jp-hougaku.pdf)、令和8年1月19日最終閲覧）

その後2日間にわたり、松尾弘教授から法解釈と請求権に関する講演及び参加者との議論が実施された。とりわけ、民法の基本的解釈方法（文理解釈、体系的解釈、目的論的解釈及び立法者意思解釈）を中心として、具体的な事例を元に、それぞれの解釈がどのように使われるかという説明が行われた。そして、民法が予定していない新たな問題や不明確な状況が発生した場合、法解釈により問題を解決し、その後法改正に生かし、さらに法解釈による適用をするというサイクルにより法体系が発展するとの説明が行われた。

また、請求権に関しては、人格権、所有権、契約に基づく債権に関する請求権について、こちらも事例を元に検討が加えられた。それ以外の請求権については、今後のセミナーにて取り扱う予定である。

なお、本セミナーは松尾弘教授が作成した資料に基づいて行われ、この資料は追って紙媒体ないしはデータにてラオス国内にて出版する予定である。<sup>8</sup>

#### イ 所感

現行プロジェクトにおいては請求権及び法解釈技術は重要なトピックであり、繰り返しセミナーを実施し、ワーキンググループメンバーの理解の向上を図っている。

その中でも、本セミナーにはすべてのカウンターパートのJCCである副大臣級の方々に参加し前向きな議論をしていただき、法解釈技術と請求権の理解の重要性を再確認する重要な機会となり、ワーキンググループメンバーへの感銘力も高かったと感じる。その上で、取扱いトピックの基礎から発展まで、2日間で全体像を鳥瞰する内容を取り扱うことで、メンバーにおいては未だ理解の途上とはいえ、理解を進めるために密度の濃い2日間であったと言える。

今後も、同様のセミナーを継続して更なる理解の深化を図りながら、上記論点集の設問検討を通じて個別問題への適用技術を学んでいく予定である。



【令和7年8月現地セミナーの様子】

<sup>8</sup> 文献の書籍化は、日本人から法学文献を執筆してラオスに残してほしいという、本プロジェクトJCCからの意向を受けて実施しているものである。松尾弘教授の文献は上記注7の阿讚坊明孝の文献に続き2冊目であり、今後もプロジェクト専門家などから継続執筆がなされることが見込まれている。

## 第4 今後の展望

### 1 民法典ワーキンググループ

民法典ワーキンググループでは、令和8年1月現在、上記論点集の設問3題の検討が概ね完了している。上記論点集には、検討の進捗状況にもよるが最大で10問程度の設問を含めることを考えており、国内支援委員の協力も得つつ、国際協力部教官及び専門家の間において新規設問の内容の検討を始める段階にある（保証、不法行為、不当利得、人格権などのトピックを検討中である。）。令和8年度前半には、再度本邦研修を実施することを予定しており、その時点までに、新規設問に基づく原稿検討がある程度進んでいることが望ましい。

一方で、原稿検討を進めていく中で、上記論点集の内容はラオスにとって新しい思考方法の論述となることから、ワーキンググループにおいて議論と執筆が容易ではなく時間を要することも事実である。そのため、上記論点集をラオスの実務家にとって真に有益なものとするためには、内容をより平易化した方が良いようにも感じられるところであり、その観点から、論点集の構成を工夫することを検討中である。例えば、請求権の検討のみで解決し争点がないようなかなり平易な事案の論述例を、成果物の最初の方に含めることが考えられるほか、メンバーの技術が向上したならば、上記論点集作成の終盤においては、序論として、請求権、要件、争点、法解釈等の用語の説明や、請求反論の基本的な構造等の説明などを加える、論述例中に原稿執筆時の感想や読者へのアドバイスなどを加える等の工夫を加えることができるのではないかと考えている。こうした工夫をこらしつつ、新規設問自体も、より平易でわかりやすくかつラオスの実務家にとって有益なトピックを選択することが必要である。このように、困難はなお多いが、今後も長期派遣専門家及び国際協力部教官が密に連絡協議し、国内支援委員の先生方の知恵も拝借しつつ、検討して参りたい。

### 2 教育民事ワーキンググループ

教育民事ワーキンググループは、令和7年5月の本邦研修前から、同本邦研修をもって、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書（ティーチングマニュアル）の作成活動は概ね一区切りとし、次のステップの活動へ移行することを検討していた。同本邦研修が、活動の節目となるような集中的な議論及び意見交換を実施し、より効果的な研修実施がなされるよう研修参加者に的確な知見をインプットしたものであることは上記のとおりである。そして、本邦研修後、実際に、同指導書（ティーチングマニュアル）作成の活動は一応の完成を見た。

同ワーキンググループは、本邦研修後、①「事実認定問題集（民事）」の普及セミナーの企画及び実施、②令和6年（2024年）改正の民事訴訟法の内容を反映した「事実認定問題集（民事）」の改訂、③各カウンターパートの教育研修機関のカリキュラムや教材の調査の3つの活動を平行して実施することとなった。特に②に関しては、「事実認定問題集（民事）」に基づく指導書作成を進める中で、「事実認定問題集（民事）」自体の内容の誤りや説明不十分があることの気づきを得た。現在、ラオ

スでは、「請求権」などの概念を新しく導入する民事訴訟法改正が実施されたところ、同改正を契機として、令和7年中にはワーキンググループレベルでの「事実認定問題集（民事）」の改訂作業を完了した。令和7年末現在、改訂原稿をJCC及びMCに提出し、確認を受けている。確認が完了次第、改訂版「事実認定問題（民事）」を改めて製本・印刷し、上記活動①の普及セミナーに取り込む予定である。

そして上記活動②「事実認定問題集（民事）」の改訂作業の終了に伴い、これと入れ替わる形で、活動②を「事実認定問題集（民事）第2巻」の作成と改め、令和7年中に、これに着手した。メンバーが請求権から法律要件を特定するプロセスの重要性を認識するにつれ、たった4つの事例ではあまりに教材として不十分であるとの声が上がっており、こうしたメンバーの強い希望を受けた活動である。単に「与えられた事例や書籍の記載に従って分かりやすい授業をする」のではなく「研修・教育を見据えた事例・回答の作成を通じてメンバーの教育技術とリーガルマインドを鍛える」活動である。

また、③各カウンターパートの教育研修機関のカリキュラムや教材の調査を通じ、実務あるいは研修で使用されてきたが、法改正によりアップデートが必要な過去のプロジェクト成果物も明らかになってきた。今後は、こうした成果物の改訂作業も視野に入れていく。

## 別紙1 プロジェクト概要

# ラオス・法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）の概要

### 1. プロジェクトの概要

#### 【プロジェクト期間】

2023年7月～2028年7月（5年間）

#### 【ラオス側実施機関】

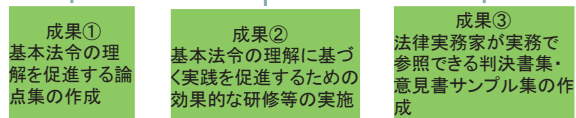
司法省（MOJ）、最高人民裁判所（PSC）  
最高人民検察院（OSPP）、ラオス国立大学（NUOL）

### 2. プロジェクトの目標と成果

#### 【プロジェクト目標】

事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成

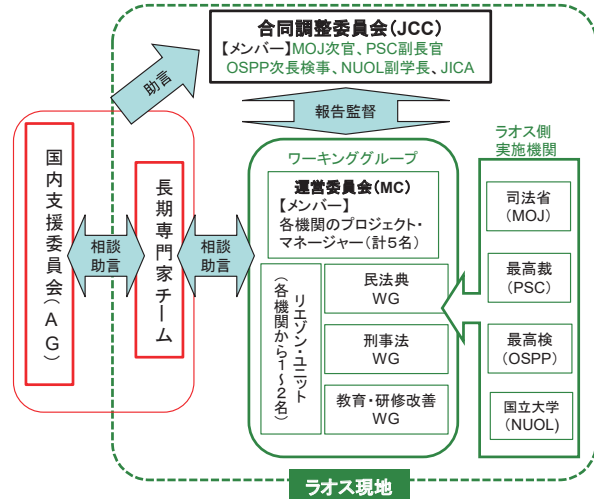
#### 【成果①～④】



※活動を第1期、第2期とし、第1期では①②を実施し、第2期では①③を実施。②は③のフィードバックを受けつつ継続

### 3. 実施体制

現地にJICAの長期専門家3名（検事1、弁護士2）を派遣し、日常的な助言を実施。その他、大学教授らを中心とする国内支援委員会（AG）による助言、本邦研修・現地セミナー等を実施。



#### 【参考事項等】

・2012年より起草支援を行ってきた民法典については、2018年12月に国会に承認されて成立し、2020年5月に施行となった

## 別紙2 民法典論点集・事例問題のイメージ例

### 設問0-1 (消費貸借・金銭授受あり、返還合意あり)

#### (事案)

Bは自分の運営する会社の売上げが下がったことから、従業員への来月分の給与の支払いが苦しくなり、友人のAに助けを求めた。Aは仲の良いBの頼みなので、無利息でお金を貸してあげることとし、2020年6月1日、AとBは金銭消費貸借契約書(金3000万キープ、返済期限2021年6月1日)を作成し、同日、AはBに3000万キープを現金にて手渡した。

その後、返済期限を経過しても、Aに対し、Bから何も返済がなかった。そのため、最終的に、怒ったAは裁判所へ訴状を提出した。

#### (当事者の主張)

##### Aの言い分

私は、2020年6月1日にBにお願いされて、3000万キープを貸しました。返済期限は、2021年6月1日との約束でした。しかし、Bは、返済期限を過ぎても、Aにお金を返してくれません。そこで、私は、Bに対して、3000万キープの返還を求めます。私は2021年12月1日に裁判所に訴状を提出しました。

##### Bの言い分

私はAから3000万キープを受け取りました。そして、お金の返還について書面で契約を締結しましたが、私にはお金が無いので返済できません。

#### (証拠関係)

- 1 2020年6月1日付けA B間の金銭消費貸借契約書(貸主A・借主B、金3000万キープ、返済期限2021年6月1日)
- 2 2020年6月1日付け領収証(B名義、金3000万キープをAから受け取ったとの内容)

別紙 3 民法典論点集・論述のイメージ例

ບັນຫາທີ່ຈະຄົ້ນຄວ້າ 検討項目	ວິທີຂຽນ 記載方法
1. ການທວງ 1 請求	X ທວງໃຫ້ Y ..... XはYに対し、・・・という請求をしている。
2. ສິດທວງ 2 請求権	ພົ້ນຖານໃນການທວງຂອງ X ແມ່ນ ..... Xの請求の根拠は・・・。
(ມາດຕາທີ່ເປັນບ່ອນອີງ) (根拠条文)	ມາດຕາທີ່ເປັນບ່ອນອີງຂອງສິດທວງດັ່ງກ່າວແມ່ນ ..... その請求権の根拠条文は・・・。
3. ການຄົ້ນຄວ້າກ່ຽວກັບເງື່ອນໄຂ 3 要件の検討	
(1) ເງື່ອນໄຂທີ່ຖອດໄດ້ຈາກຂໍ້ກຳນົດຂອງມາດຕາ (1) 条文から導かれる要件	ເງື່ອນໄຂທີ່ພາໃຫ້ເກີດມີສິດທວງດັ່ງກ່າວແມ່ນ ① ..... ແລະ ② ..... その請求権の発生要件は①・・・と②・・・である。
ເງື່ອນໄຂ ① (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ກົງກັບເງື່ອນໄຂ) 要件① (要件に該当する事実)	ເງື່ອນໄຂ ① ແມ່ນ..... 要件①は・・・である。
ເງື່ອນໄຂ ② (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ກົງກັບເງື່ອນໄຂ) 要件② (要件に該当する事実)	ເງື່ອນໄຂ ② ແມ່ນ..... 要件②は・・・である。
ເງື່ອນໄຂ ③ (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ກົງກັບເງື່ອນໄຂ) 要件③ (要件に該当する事実)	ເງື່ອນໄຂ ③ ແມ່ນ..... 要件③は・・・である。
(2) ປະເດັນຂັດແຍ່ງໃນຄະດີນີ້ (ຂໍ້ທັດຈົງທີ່ມີການໂຕ້ແຍ່ງ ຈາກບັນດາເງື່ອນໄຂ) (2) 本件の争点 (要件のうち、争いのある事実)	ໃນຄະດີນີ້ ມີການໂຕ້ແຍ່ງກັນໃນເງື່ອນໄຂ..... (ຕົວຢ່າງ : ເງື່ອນໄຂ ②) ສະນັ້ນ, ບັນຫາດັ່ງກ່າວຈຶ່ງເປັນປະເດັນຂັດແຍ່ງໃນຄະດີນີ້, ແລະຕ້ອງໄດ້ຄົ້ນຄວ້າພິຈາລະນາ.  本件においては、要件・・・(例：要件②)につ いて争いがある。 その為、この点が本件の争点であり、検討を要す る。
ການກ່າວອ້າງຂອງຄູ່ຄວາມໃນປະເດັນຂັດແຍ່ງ 争点への当事者の主張	この要件に関し、Xは・・・と主張している。 これに対しYは、・・・と主張している。
(3) (ການອະທິບາຍການຕີຄວາມໝາຍຂອງເງື່ອນໄຂ) (3) (要件の解釈説明)	この点、・・・が問題となる。
ການພິຈາລະນາການຕີຄວາມໝາຍ (ກວດເບິ່ງມາດຕາອື່ນໆ, ພິຈາລະນາຈຸດປະສົງຂອງມາດຕາ) 解釈の検討 (他の条文のチェック、条文の目的)	ຈຸດປະສົງຂອງມາດຕານີ້ແມ່ນ ..... (ພິຈາລະນາໂດຍລະອຽດວ່າເຮົາຈະໃຫ້ເຫດຜົນໃນ ນີ້ເພື່ອໃດ)  この点、民法●条は。。。。(具体的な条文内容を指 摘する) この条文の目的は・・・(理由付けを詳しく検討 する)

<p>ຜົນຂອງການຕີຄວາມໝາຍ          解釈の結果</p>	<p>ດັ່ງນັ້ນ, ຈະຕອບຄຳຖາມນີ້.....          以上より、この問題については、・・・と考える。</p>
<p>(4) ຂໍ້ທັດຈິງ (ເອົາໄປທຽບຖານໃສ່ເງື່ອນໄຂ)          (4) 事実 (要件へのあてはめ)</p>	<p>ເນື້ອຄົ້ນຄວ້າລະອຽດກ່ຽວກັບເງື່ອນໄຂນີ້.....          この点について具体的に検討すると、・・・。</p>
<p>4. ຜົນສະທ້ອນ          4 効果</p>	<p>ອີງຕາມຂ້າງເທິງນີ້,          (1 ຄົບຖານເງື່ອນໄຂຂອງສິດທອງ &gt;          ຈົ່ງຮັບຮູ້ການເກີດມີສິດທອງໃນຄະດີນີ້)          (2 ບໍ່ຄົບຖານເງື່ອນໄຂຂອງສິດທອງ &gt;          ຈົ່ງບໍ່ຮັບຮູ້ການເກີດມີສິດທອງໃນຄະດີນີ້)          以上によれば、          (1 請求権の全ての要件を満たす&gt;          本件請求権の発生が認められる)          (2 請求権の要件を満たさない&gt;          本件請求権の発生は認められない)</p>
<p>5. ຂໍ້ສະຫຼຸບ          5 結論</p>	<p>ສະນັ້ນ,          (1 ຈົ່ງຮັບຮູ້ການທອງຂອງ X ຕໍ່ Y.)          (2 ຈົ່ງບໍ່ຮັບຮູ້ການທອງຂອງ X ຕໍ່ Y.)          よって、          (1 XのYに対する請求は認められる)          (2 XのYに対する請求は認められない)</p>



## Fact Finding in Civil Procedure

### Topic: Sale case

By: EDU WG

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



### [Case Study]

#### A has made a claim



30.000.000 LAK

- ❖ On 1<sup>st</sup> December 2020, A has sold and delivered the camera to B for 30.000.000 LAK.
- ❖ B promised that he will make a payment of the camera on 31<sup>st</sup> December 2020 (When he receive a bonus).
- ❖ No action of payment even reached the due date (ask for a claim but still not paid)
- ❖ 15<sup>th</sup> January 2021 propose for mediation (B still refuse)
- ❖ 14<sup>th</sup> February 2021 A indict to the court for claim to B about the camera payment in total 30.000.000 kips.

1 p2

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



## [Case Study]

- ❖ I didn't say I wanted it
- ❖ Just considering at the time how to assist A with his financial difficulties
- ❖ However, I still wanted this camera too.
- ❖ I didn't purchase it because I thought the stated price of 30.000.000 LAK was too high.
- ❖ But till now A still comes and says, "Let me pay him for the camera," and I have no idea what to do.

**B has made a claim**



30.000.000 LAK



1 p2

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ

## In this case study, what was A's accusation ?



ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



According to A has made a claim: “I filed an accusation in court, claiming that B is obligated to pay me a camera fee of 30,000,000 LAK.”

Therefore, A's accusation to the court is to [let B pay A for the camera price for 30.000.000 LAK].

**Civil Procedure law, 2012:**

Article 20 and Article 245

(Explain in details of each article above)

**Conclusion:**

- **Request** of A (Plaintiff) is = **Claim**;
- According to civil procedure law, the court will evaluate the request within the scope of the trial.  
(= the beginning of the trial).

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



Why A can claim the camera payment for 30.000.000 LAK from B?  
- Please raise the relevant article.

➔ The ability of A to claim the camera fee is because A has a claim right to B

What is “claim rights” ?



Thus, a claim rights refers to a legal claim to safeguard or give effect to a right in civil law.

**Claim right** refers to a rights of a person to require another person to perform his/her contractual obligations or laws. (Article 3, item 13 of civil code)

**Ex:** A purchase order for shoes from a shoe retailer; the shoe delivery period mentioned on the receipt is 7 days; nevertheless, after the 7-day deadline, A has yet to get the shoes. So, A has the claim right to ask the shoe store to send them shoes.

ກຸ່ມພັດທະນາສະຖາບັນການສຶກສາ ແລະ ສະຖາບັນຍຸຕິທຳ



別紙 5

第 2 回 ラオス 本邦 研修 (民法典) 日程表

【令和 7 (2025) 年 3 月 3 日 (月) ~ 3 月 13 日 (木) (移動日を含む。)】

(樋口教官、島尻専門官)

※TIC: JICA東京センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
3 / 3	月	【入国】			TIC泊
3 / 4	火	10:00 12:00 JICA村エンテション TIC		14:00 14:30 15:00 17:00 国際協力部オリエンテーション 【協議・意見交換】 「論点集の構成について」 (松尾弘教授、ICD教官、現地専門家) TIC	TIC泊
3 / 5	水	10:00 12:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問3] 賃貸借契約、危険負担、債務不履行解除 (志賀剛一弁護士、松尾弘教授) TIC		14:00 17:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問3] 賃貸借契約、危険負担、債務不履行解除 (志賀剛一弁護士、松尾弘教授) TIC	TIC泊
3 / 6	木	10:00 12:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問2] 売買契約、錯誤 (松尾弘教授、大川謙蔵准教授) TIC		14:00 17:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問2] 売買契約、錯誤 (大川謙蔵准教授) TIC	TIC泊
3 / 7	金	10:00 12:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問1] 売買契約、代理、詐欺 (松尾弘教授、大川謙蔵准教授) TIC		14:00 17:00 【講義・事例研究・意見交換】 [設問1] 売買契約、代理、詐欺 (松尾弘教授、大川謙蔵准教授) TIC	TIC泊
3 / 8	土	休務日			TIC泊
3 / 9	日	休務日			TIC泊
3 / 10	月	10:00 12:00 【訪問・講義・意見交換】 東京大学法科大学院見学・講義 (垣内秀介教授、森田宏樹教授) 東京大学法科大学院	12:30 14:00 【意見交換会・写真撮影】 法総研所長、ICD部長 法曹会館	15:00 17:00 発表準備 TIC	TIC泊
3 / 11	火	10:00 12:00 【訪問・講義・意見交換】 東京地方裁判所民事部訪問 (東京地方裁判所裁判官) 東京地方裁判所		14:00 17:00 【特別講演】 「日本における「法学」の誕生と「法学」の意義」 (内田貴 東京大学名誉教授) 森・濱田松本法律事務所	TIC泊
3 / 12	水	10:00 11:00 11:00 12:00 【ラオス側発表】 (現地専門家、ICD教官)      【評価会・修了式】 国際法務総合センター 国際会議場 A		(書類整理) TIC	TIC泊
3 / 13	木	【出国】			

第2回ラオス本邦研修(民法典) 研修参加者名簿

	<b>ブアカム スワンカム</b>
1	<b>Mr. Bouakham SOUVANKHAM</b> 最高人民検察院組織・人事局副局長
	<b>ラッタナポン バーバクディ</b>
2	<b>Ms. Lattanaphone PHAPHAKEY</b> 最高人民検察院一般監察局副局長
	<b>ピエンパニット ルアンブンミー</b>
3	<b>Ms. Phienphanith LEUANGBOUNMI</b> 最高人民検察院一般監察局判決執行監察部長
	<b>パソンシット サイソンベット</b>
4	<b>Mr. Pasongsid XAYSOMPETH</b> 最高人民検察院監察局国家監察部長
	<b>マノパパー シースックラート</b>
5	<b>Ms. Manopapha SISOU LATH</b> 最高人民検察院計画・国際協力局条約・司法協力部技術法律職員
	<b>ニパポン トンマニヴォン</b>
6	<b>Ms. Niphaphone THONGMANYVONG</b> 最高人民裁判所学術管理・司法統計局副局長
	<b>カムソン ケンナヴォン</b>
7	<b>Mr. Khamsong KHOUNNAVONG</b> 最高人民裁判所民事部3級判事
	<b>サイ サイニャデート</b>
8	<b>Mr. Say XAYYADETH</b> 最高人民裁判所家事部2級判事
	<b>ラン コンパスート</b>
9	<b>Mr. Lan KONGPASEUTH</b> 最高人民裁判所労働部2級判事
	<b>ワッタナー ケオマニヴォン</b>
10	<b>Mr. Vatthana KEOMANYVONG</b> 最高人民裁判所民事部1級判事
	<b>ジョンシー カムドクトーン</b>
11	<b>Ms. Johnsy KHAMDOKTHONG</b> 司法省司法推進行政局家族登録・少年部長
	<b>ワンフアン カムルーニャー</b>
12	<b>Ms. Vanheuang KHAMLEUYA</b> 司法省立法局経済法部副部長
	<b>スッカニャー チャンタボンサ</b>
13	<b>Mr. Soukanya CHANTHAVONGSA</b> 司法省国立司法研修所法曹養成部副部長
	<b>ピマソン マニン</b>
14	<b>Mr. Phinmasone MANNOLIN</b> 司法省公証局公証管理部技術職員
	<b>ソムサイ センスントーン</b>
15	<b>Mr. Somsai SAENSOUNTHONE</b> 司法省立法局契約部技術職員
	<b>ヴィサイ シーハーバンニャ</b>
16	<b>Mr. Vixay SYHAPANYA</b> ラオス国立大学法政治学部民事法学科長
	<b>ドゥアンマラー カムソンガー</b>
17	<b>Ms. Douangmala KHAMSONGKA</b> ラオス国立大学法政治学部教務科長
	<b>ブントウン シートーンケオチャンバ</b>
18	<b>Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA</b> ラオス国立大学法政治学部事務科長
	<b>ソンパワン シハラート</b>
19	<b>Mr. Somphavanh SIHALATH</b> ラオス国立大学法政治学部事務科副科長
	<b>ケオピラー アヌヴォン</b>
20	<b>Ms. Keophilha ANOUVONG</b> ラオス国立大学法政治学部臨床法教育副科長
	<b>アリサマン ポンマチャン</b>
21	<b>Mr. Alisaman PHOMMACHAN</b> 弁護士(ラオス弁護士会)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口理博 (HIGUCHI, Ru)

国際専門官 / Administrative Staff 島尻珠衣 (SHIMAZU, Re)

JICA長期派遣専門家 / JICA Project Expert 阿藤坊明幸 (ASAMBO, Akitaka)

別紙 7

第 3 回ラオス本邦研修（教育民事）日程表

【令和 7（2025）年 5 月 21 日（水）～ 5 月 31 日（土）（移動日を含む。）】

（樋口教官、小枝専門官）

※TIC：JICA東京センター

月日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
5 / 21	水	【入国】			TIC泊
5 / 22	木	10:00 12:00 (JICAオリエンテーション) TIC		14:00 17:00 国際協力部オリエンテーション 【導入講義】 「日本の司法制度と法曹養成制度」 国際協力部教官 樋口 瑠惟 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 23	金	10:00 12:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟		14:00 17:00 【ラオス側発表（模擬講義）・意見交換】 「事実認定問題集の要点について」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士、澤井 裕弁護士 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 24	土	休務日			TIC泊
5 / 25	日	休務日			TIC泊
5 / 26	月	10:00 12:00 第20回記念共同研究セミナー参加 法務省赤れんが棟		14:00 17:00 第20回記念共同研究セミナー参加 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 27	火	10:00 12:00 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「日本の民事判決書」 東京地方裁判所民事部裁判官 東京地方裁判所		14:00 16:30 【訪問（施設見学・講義・意見交換）】 「司法研修所における民事実務教育について」 司法研修所教官 司法研修所	TIC泊
5 / 28	水	10:00 12:00 【ラオス側発表・意見交換】 「指導書等の使用計画策定会議」 松尾 弘教授、大川 謙蔵准教授、志賀 剛一弁護士 法務省赤れんが棟		（書類整理） TIC	TIC泊
5 / 29	木	10:00 12:00 【訪問（講義・意見交換）】 「法学部・法科大学院における民事法教育の実際」 松尾 弘教授 慶應義塾大学法科大学院	12:30 14:00 【意見交換会・写真撮影】 ICD部長 弁護士会館	15:00 17:00 【特別講演】 「法学教育の在り方」 大村 敦志東京大学名誉教授 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 30	金	10:00 11:00 【総括質疑・意見交換】 ICD教官、専門家	11:00 12:00 【評価会・修了式】	14:00 日ラオス国交樹立70周年 出版イベント参加 法務省赤れんが棟	TIC泊
5 / 31	土	【出国】			

ラオス法制度整備支援第3回本邦研修(教育民事) 研修参加者名簿

	ガン テムソムバット
1	Mr. Kang TEMSOMBATH 最高人民裁判所研修所所長
	サクナー ニャビテット
2	Mr. Saikouna YAPHIGHT 最高人民裁判所学術管理・司法統計部長
	カムフー ヴォーラブット
3	Ms. Khamhou VORLABOUD 最高人民裁判所学術管理・司法統計部 課長代理
	ソムブーン シーパスート
4	Mr. Somboun SIPASERD 最高人民裁判所研修所司法図書課長代理
	リキット サイニャヴォン
5	Mr. Likhit XAIYAVONG 最高人民裁判所研修所裁判官補
	ギンペット ボアラパン
6	Mr. Kingphet BOUALAPHANH 最高人民検察院一般監察局副局長
	サイサナ ラーサヴォン
7	Mr. Xaysana RAJVONG 最高人民検察院研修所副所長
	ブンシー ブーロム
8	Mr. Bounsy BOULOM 最高人民検察院商事・家庭・少年事件監察課長
	サイパソン ウンシダー
9	Mr. Xalpasong OUNSIDA 最高人民検察院計画・国際協力課長
	マーナポーン トンディーニャラート
10	Mr. Manaphone THONGDEEYALATH 最高人民検察院党監察課副課長
	ベッサマイ サイムンクン
11	Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE 司法省国立司法研修所副所長
	ヴィライチャン ターオ
12	Ms. Vilaychanh THAO 司法省法律普及局ラジオ・テレビ課長
	ペンパーワン インタヴォン
13	Mr. Phengphavanh INTHAVONG 司法省法律普及局副課長
	ケムペット セントーンカム
14	Mr. Khemphet SENGTHONGKHAM 司法省国立司法研修所情報・図書課専門職員
	ランシー ギンパチャン
15	Mr. Langsy KINGPHACHANH 司法省国立司法研修所管理・経理・国際協力課専門職員
	タッサナローン シースノン
16	Ms. Thatsanalone SISOUNONTH ラオス国立大学法政学部副学部長
	ゲオサーイジョン サースワンナヴォン
17	Mr. Keosayhong SAYSOUVANNAVONG ラオス国立大学法政学部国際関係課長
	ブーサイ チャンタヴォン
18	Mr. Phouxay CHANTHAVONG ラオス国立大学法政学部民法学学科副科長
	トンカム ローヤン
19	Mr. Thongkham LORYANG ラオス国立大学法政学部民法学学科副科長
	カンビウ ヴィライポーン
20	Ms. Khamphiou VILAYPHONE ラオス国立大学法政学部民法学学科民事訴訟法ユニット長
	マニチャン ピラパン
21	Ms. Manichanh PHILAPHANH 弁護士(ラオス弁護士会)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口環穂 (HIGUCHI, Ru)

組織専門官 / Administrative Staff 小枝橋子 (KOEDA, Momoko)

JICA長崎県選定専門家 / JICA Project Expert 石崎明人 (ISHISAKI, Akito)